

川崎市消防局訓令第10号

局内一般

消防署

川崎市消防局聴聞等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和8年6月4日

川崎市消防長 大友 正人

川崎市消防局聴聞等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局聴聞等に関する規程（平成6年消防局訓令第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「第3条第1項中」を「第2条第3項中」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。